

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年10月30日

支出負担行為担当官
国土交通省航空局長 池光 崇

1. 業務概要

- (1) 業務の名称
滑走路外助走区間の使用に係る運航基準の策定に関する調査
- (2) 履行場所
仕様書のとおり
- (3) 業務内容等
別紙のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (5) 電子調達システム対象
本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行うため、電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、電子調達システムによりがたいため、入札書等を郵送等又は持参し、入札の参加を希望する者（以下「紙入札による参加を希望する者」という。）は、その承諾願いを支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に提出することで、入札に参加することの承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「測量及び建設コンサルタント等（その他の業種）」のA又はB等級に格付けされ、国土交通省航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和6年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者（設計共同体にあつてはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものでは

ないことに留意すること（詳細については入札説明書を参照。）。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 3. (2)により入札説明書等の交付を直接受けた者であること。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官国土交通省航空局長（以下「支出負担行為担当官」という。）が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。

3. 入札手続き方法等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第三号館
国土交通省航空局予算・管財室契約係
TEL 03-5253-8111（内線 48656）

(2) 入札説明書の交付方法

- (a) 本日から令和8年11月9日までの間、電子調達システムにて交付する。
- (b) (a)の交付方法によりがたい場合、本日より令和8年11月9日まで（但し、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の10時00分から17時00分までの間に、
(1)に事前連絡をしたうえで、(1)の場所において無償で交付を受けることができる。
なお、(1)以外の場所で、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、国土交通省航空局管内の航空交通管制部等において無償で交付を受けることができる。
また、郵送等により、入札説明書の交付を受けたい場合は、(1)に事前連絡のうえ、入札説明書の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。
但し、FAX 又は電子メールにより入札説明書の交付を受けることはできない。

(3) 申請書及び資料等の提出期限

上記(2)で交付する入札説明書の指示に従い、入札説明書に添付する様式を使用したうえで、以下の提出期限までに提出すること。

令和8年11月10日 14時00分まで

- (a) 電子調達システムによる者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。
- (b) 紙入札による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出（提出期限までに必着とする。）しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

- (a) 電子調達システムにより入札する場合は、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年11月25日 16時00分までに下記(5)に掲げるURLから入札しなければならない。
- (b) 郵送等により入札書を提出する場合は、信書便（郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。）により(1)に入札書を送付することとし、下記(6)の開札日の前日（休日を除く。）の令和8年11月25日までに必着とする。
- (c) 持参により入札書を提出する場合は、下記(6)の開札日時及び場所に入札書を持参し、提出しなければならない。

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
電子調達システム ヘルプデスク TEL 0570-000-683

(6) 開札日時及び場所

- ① 開札日時：令和8年11月26日 15時00分
- ② 開札場所：国土交通省航空局入札室に集合すること

※入札室には原則、開札の10分前から入室可能です。

（開札場所が不明である場合は開札時間前までに3. (1)にお申出ください。）

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。但し、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(4) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

(5) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3) に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2) 及び(4) から(9) に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2. (3) に掲げる事項を満たしていなければならない。

(6) 入札の無効

2. に掲げる資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札説明書（仕様書等添付書類を含む。）及び国土交通省航空局競争契約入札者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時において2. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(7) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札価格とする。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてことがある。

なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) 低入札価格調査

予決令第８５条に基づき、契約に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし、次のとおり、予定価格に基準として定めた割合を乗じて得た価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第８６条に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。

○ 予決令第８５条の基準

次の割合を予定価格に乘じて得た額を調査基準価格とする。

予定価格算出の基礎となった次表①から④までに掲げる額の合計額に、１００分の１１０を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント（航空灯火関係のその他の業種を含む。）	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に１０分の６を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント（航空無線関係のその他の業種を含む。）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額	諸経費の額に１０分の５を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に１０分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に１０分の５を乗じて得た額

ただし、測量業務に係る契約については、その割合が１０分の８．２を超える場合にあっては１０分の８．２と、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その割合が１０分の８．１を超える場合にあっては１０分の８．１と、１０分の６に満たない場合にあっては１０分の６とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その割合が１０分の８．５を超える場合にあっては１０分の８．５と、３分の２に満たない場合にあっては３分の２とするものとする。

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、「保留」と宣言し、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

入札終了後、調査の対象となった者に対し、事情聴取及び関係機関への照会等により、直ちに低入札価格調査を実施するので、調査の対象となった者は、速やかに調査を完了するため、これに協力しなければならない。

調査期間中は「最低価格入札者」であり「落札者」ではないため、必ず落札者となるものではない。

なお、低入札価格調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

① 低入札価格調査の内容

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第85条の基準の取り扱いに関する事務手続きとしての調査を実施することとなるが、次の内容について重点的に調査を実施するので、調査の対象となった者は、これに協力しなければならない。

- 〈1〉 当該価格で入札した理由
- 〈2〉 入札価格の内訳書
- 〈3〉 当該契約の履行体制
- 〈4〉 手持の測量及び建設コンサルタント業務等の状況
- 〈5〉 配置予定技術者名簿
- 〈6〉 手持機械等の状況
- 〈7〉 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- 〈8〉 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類
- 〈9〉 その他必要な事項

② 低入札価格調査の実施に必要な資料の提出及び事情聴取について

低入札価格調査の対象となった者には、低入札価格調査を行う旨を別途連絡することとし、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、当該調査の実施に必要な提出資料として各様式及び様式ごとに提出すべき添付書類並びに必要と認める添付書類を提出すること（提出様式は別途連絡時に配布。）。

調査の対象となった者が、調査資料等を提出した後、調査の対象となった者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認を行い、資料未提出や説明が不十分な場合は追加で説明を求めることがある。

③ 低入札価格調査に協力等しない場合について

低入札価格調査に協力しない又は追加資料を提出しない場合には、国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条第2項第三号の規定により、入札を無効とするとともに、同第7条第2項に違反するものに該当する場合がある。

(10) その他詳細

入札説明書による。

[別紙]

○ 業務内容等について

1. (3)業務内容等とは、下記に掲げる内容とする。

(1) RSE に係る ICAO 基準案の調査・分析

RSE に関して、ICAO における技術基準案の検討状況について、ICAO 第 6 附属書の規定（離陸滑走距離が関連する離着陸重量、重心位置及び重量分布の運航管理基準等）との関連性を含めて調査し、国内法規等と照らし合わせ、記載や要求に係る事項についての差分や導入背景を分析すること。なお、調査に当たっては、文献等による公開情報の収集に加え、必要に応じてヒアリング調査や会議体参加等（オンライン）による情報収集を実施し、詳細な情報取得を行うこと。

(2) RSE に係る運航基準の諸外国調査・分析

RSE に関して、諸外国における運航基準の策定状況及び検討状況を調査し、分析すること。

調査に当たっては、文献等による公開情報の収集に加え、必要に応じてヒアリング調査や会議体参加等（オンライン）による情報収集を実施し、詳細な情報取得を行うこと。調査対象とする国等は、4 つの国又は地域（米国（FAA）、欧州（EASA）、英国、豪州を予定）とし、調査項目については、離陸滑走距離が関連する離着陸重量、重心位置及び重量分布の運航管理基準について、導入効果、導入リスク、関係者の見解、運航方法、訓練の必要性、数値根拠等を含むこととする。

(3) RSE に係る国内調査・分析

- ① RSE に関して、本調査とは別に実施予定の RSE からの離陸滑走開始に関する実証実験を行う又は見込みの事業者（1 社）に対して、当該実証実験に関するヒアリング調査を行い、運航における課題、訓練の必要性等について分析すること。
- ② RSE に関して、航空機を運航する国内航空運送事業者（20 社程度）に対して、重量制限を実施する場合がある路線の有無等、RSE の導入による効果についてヒアリング調査を行い、RSE を導入する場合の需要や課題の分析をすること。

(4) RSE の導入に向けた運航基準等に関する課題の検討

上記(1)～(3)の調査・分析結果及び我が国における離陸滑走距離が関連する離着陸重量、重心位置及び重量分布の運航管理基準等の現行の運航基準を踏まえ、RSE の国内導入に向けた課題等进行分析し、条項・用語・要求事項単位での我が国現行基準との相違点、RSE に係る制度を導入することによる安全・運用・費用便益面の影響、調査で判明した基準や制度における数値根拠等について論点をとりまとめること。

○ 支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項について

2. 競争参加資格(9)の「予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、下記に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、2. 競争参加資格の各要件及び下記に掲げる事項を全て満たす者であること。

1. 業務実績等

以下のいずれかの実績を有していること（履行中のものは除く）。

- ・ 航空安全の分野（航空機の安全性、運航要件若しくは整備要件又は乗員の教育訓練のいずれか。以下同じ。）における諸外国の法令に係る調査若しくは研究の実績を有すること。
- ・ 航空安全の分野に関して他国又は国際機関に対してヒアリングを実施した実績を有すること。

2. 管理技術者

管理技術者は、以下のいずれかの実績を有していること。

- ・航空安全の分野における諸外国の法令に係る調査若しくは研究の実績を有すること。
- ・航空安全の分野に関して他国又は国際機関に対してヒアリングを実施した実績を有すること。
- ・航空分野又は機械工学分野に関する修士又は博士の学位を有すること。

3. 調査体制

本調査を行うにあたって、調査を確実に実施できる体制であることを確認するため、以下を示すこと。

- (1) 契約締結から調査完了に至るまでの作業工程及び概要（調査事項毎(調査文献、情報入手先)）。
- (2) 契約締結から業務完了までの業務体制及び管理体制に係る人員構成（管理技術者を含む）。